（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　建設業法の規定による技術検定（建設機械施工管理に係るものを除く。）に関すること。

六～十八　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則（以下「新施工技術検定規則」という。）第四条第一項又は第四条の二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、国土交通大臣（技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

2　第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3　国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。

○国土交通省令第七十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十一条及び第五十四条の規定に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（不動産鑑定士名簿の登録事項等）	（不動産鑑定士名簿の登録事項）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
3　国土交通大臣は、不動産鑑定士名簿に記載された事項のうち次に掲げるものを記載した書類を公衆の閲覧に供さなければならない。	（新設）
一　氏名	
二　第一項第一号及び第四号に掲げる事項	（新設）
4　国土交通大臣は、前項の規定により書類を公衆の閲覧に供するため、不動産鑑定士名簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。	
5　国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。	（新設）
（死亡等の届出）	（死亡等の届出）
第二十五条　法第十九条の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士が同条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	**第二十五条**　法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書にその届出に係る不動産鑑定士が同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。